

佐倉市公共交通事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響により厳しい経営環境にある交通事業者に対して事業の継続を支援し、市民生活及び経済活動を支える公共交通網の維持を図るため、予算の範囲内において、佐倉市公共交通事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (4) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、その該当する事業者であることを、支援金の交付後も継続する意思を有している者とする。

- (1) 市内を運行するバス路線（停留所（起点及び終点を除く。）が市内にあるものに限る。）を有する路線バス事業者で、市内に本店又は営業所を有するもの
- (2) 市内に本店及び営業所を有する貸切バス事業者
- (3) 市内に営業所を有するタクシー事業者
- (4) 市内で完結する鉄道路線（市内を運行する鉄道路線であって、路線の起点から終点までの全ての駅が市内にあるものをいう。）を有する鉄道事業者

(支援金の額)

第4条 交付対象者に対する支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 交付対象者が支援金の交付を受けようとする際に提出しなければならない規則第3条第1項に定める申請書及び規則第13条に定める報告書は、佐倉市公共交通事業継続支援金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）。

以下「交付申請書」という。)とする。

2 交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の許可を示す事業許可証等の写し
- (2) 令和6年度における輸送実績の分かるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 支援金の交付を受けようとする者は、令和7年10月1日から同年10月31日までに支援金の交付の申請をしなければならない。

(交付の決定)

第6条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知及び規則第14条に定める交付すべき額の確定の通知は、佐倉市公共交通事業継続支援金交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第2号)とする。

(交付の請求)

第7条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、支援金交付請求書(別記様式第3号)とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和7年9月30日決裁佐計第443号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る支援金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

交付対象者	基準額
第3条第1号に掲げる者	5．3円に市内実車走行距離の数値を乗じて得た額
第3条第2号に掲げる者	5．3円に貸切バス実車走行距離の数値を乗じて得た額
第3条第3号に掲げる者	1．9円にタクシー実車走行距離の数値を乗じて得た額
第3条第4号に掲げる者	20円に鉄道実車走行距離の数値を乗じて得た額

備考

- 1 支援金の額は、該当する交付対象者の区分ごとに算定した基準額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。
- 2 市内実車走行距離は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号。以下「報告規則」という。）第2条第1項の規定により提出された報告書において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの輸送実績として、報告規則別記第2号様式第2表の運行系統別輸送実績報告書にキロメートルを単位として記載された走行キロの数値のうち、停留所（起点及び終点を除く。）が市内にある運行系統に係るものの合計数とする。
- 3 貸切バス実車走行距離は、報告規則第2条第1項の規定により提出された報告書において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの輸送実績として、報告規則別記第3号様式の一般貸切旅客自動車運送事業輸送実績報告書にキロメートルを単位として記載された実車キロの数値とする。
- 4 タクシー実車走行距離は、報告規則第2条第1項の規定により提出された報告書において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの輸送実績として、報告規則別記第4号様式第1表の一般乗用旅客自動車運送事業輸送実績報告書にキロメートルを単位として記載された実車キロの数値のうち、佐倉市内の営業所に属するタクシーに係るものと市長が認める数値とする。
- 5 鉄道実車走行距離は、鉄道事業等報告規則（昭和62年運輸省令第9号）第2条第1項の規定により提出された鉄道事業実績報告書において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離として、同省令別表第2第5号表の走行キロ表に1,000キロメートルを単位として記載された旅客の列車の走行キロの数値のうち、市内を運行する鉄道路線（路線の起点から終点までの全ての駅が市内にあるものに限る。）

に係るものの合計数に、1, 000を乗じて得た数値とする。